

<地域関係者向け(自主防災組織、自治会、民生委員など)>

## 避難行動要支援者名簿を活用した支援の手引き

※この手引きは、地域関係者が避難行動要支援者の支援をする例を示したものです。  
地域の実情に合わせて、支援に活用してください。

### はじめに

災害時においては、「自分の命は自分で守る」ことが基本です。日頃から、災害に備え、自分自身や家族の協力で災害から身を守るという「自助」の意識を一人ひとりが持つことが重要になります。しかし、現実的には、身体的理由などにより、自力で避難することが難しく、支援を必要とする避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)。このような方たちへの支援は、隣近所や自主防災組織等が助け合い、協力しながら防災活動に取り組む「共助」と消防や警察など公的機関の支援である「公助」が重要です。

特に、発災直後は、消防や警察などの公的機関による支援体制が整うまでに一定の時間を要するうえ、対応能力にも限界があるため、要支援者の迅速かつ円滑な避難の確保には、「自助」と「共助」が重要なカギを握ることになります。このような「自助」、「共助」を機能させるために、日頃からの地域のつながりを通じた取組によって、「地域の人は地域で守る」という自覚や連帯感を基本とした支援体制づくりを推進していきましょう。

## 1 避難行動要支援者名簿とは

### (1)避難行動要支援者名簿

災害時に、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方(避難行動要支援者)の名簿を作成し、避難支援に関わる関係者(避難支援等関係者)に提供して、避難支援などに活用するものです。

### (2)名簿の対象者 ※施設入所者や長期入院の方は対象外となります

- ア 要介護認定3～5を受けている方
- イ 身体障害者手帳の第1種及び第2種の1級・2級を所持する方  
(心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く)
- ウ 療育手帳Aを所持している方
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持している方
- オ 難病患者で、岡山県が作成する難病患者災害時要援護者リストに掲載された方
- カ アからオに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、かつ自ら避難支援等を希望し、名簿への掲載を申請した方
- キ アからオに該当しないが、避難支援等関係者から、本人又は親権者、法定代理人等の同意を得た上で、名簿への掲載申請があった方

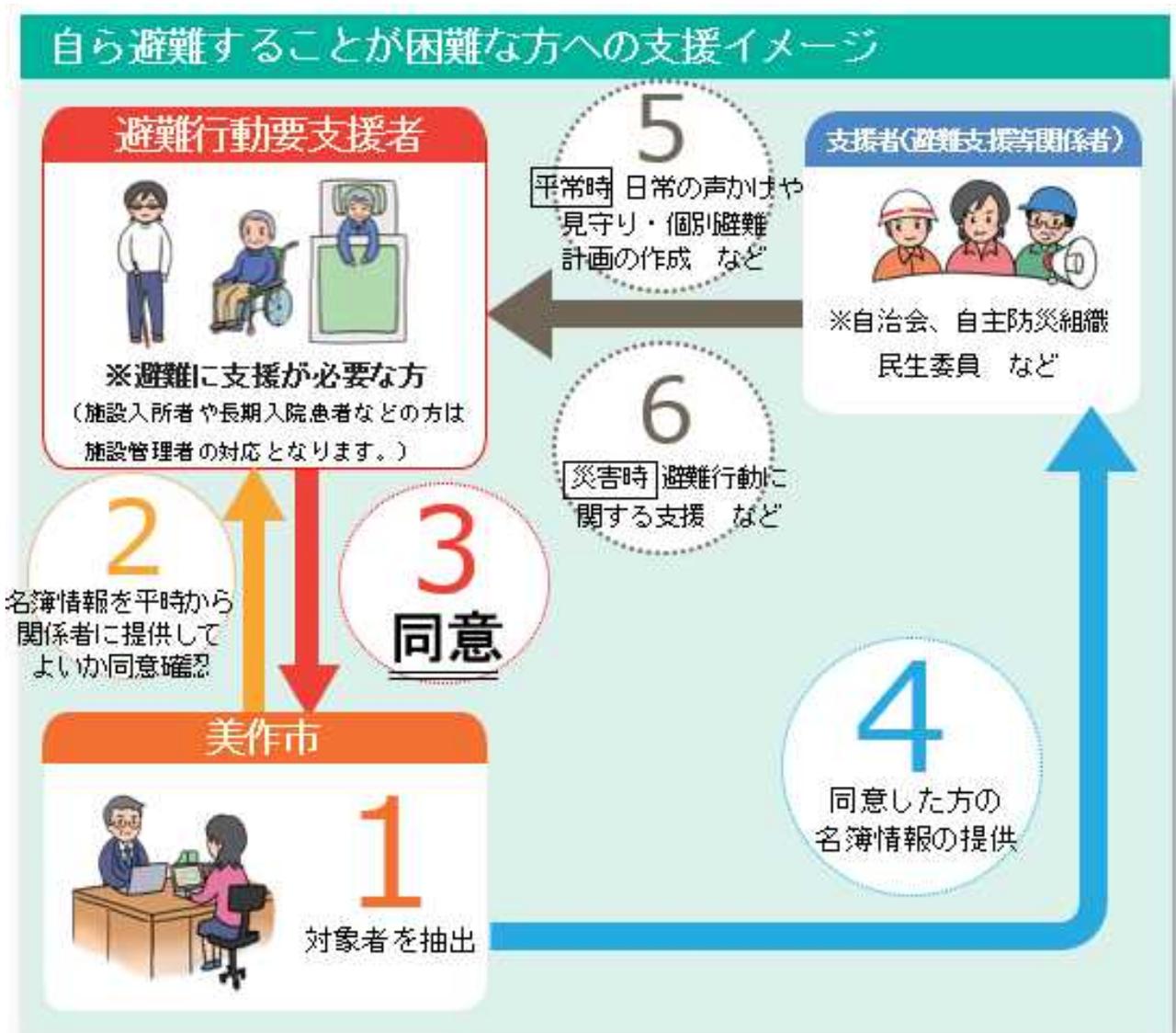
※「カ」、「キ」の要件に基づき名簿掲載を希望する場合は、本人等から市へ名簿掲載申請書を提出する必要があります。

### (3)名簿に記載される情報

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号又はその他連絡先、避難支援等を必要とする理由(介護認定、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病指定の有無)など ※等級は掲載しません

### (4)名簿情報の提供先

自主防災組織、自治会、民生委員、社会福祉協議会、美作市消防本部、美作市消防団、岡山県警察



※自主防災組織等に提供される名簿には、自治会に入会していない方も含め、名簿情報の提供に同意した方全員が掲載されます。

※名簿は、概ね年1回更新して提供します。

## 2 支援の内容

要支援者への支援は、平常時と災害時に分けて考えることができます。  
以下の内容は、地域関係者が要支援者の支援をする例を示したものです。  
地域の実情に合わせて、支援に活用してください。

### 平常時の支援（例）

#### (1)日頃の声かけ・見守りで顔の見える関係づくり

普段から顔の見える関係ができていると、災害時の支援がスムーズに進みます。時折声かけをするなど、日頃の見守りを通じた顔の見える関係づくりが支援の第一歩となります。

日頃から良好な関係を築くことで、地域の防災訓練への参加の呼びかけや、要支援者の状況の把握などが行いやすくなります。

#### (2)地域の中で支援者を探す

災害時には、支援者自身が被災をしたり、支援者が仕事などで不在であったりするなど、支援できない場合を想定し、なるべく複数の支援者を決めておくことがいいです。

要支援者本人やその家族が希望する方、また、要支援者の近所の方に支援者となることをお願いしてみましよう。

#### (3)要支援者への支援内容の検討

要支援者の身体の状況などを確認し、災害時に必要となる支援の内容を検討してみましよう。

#### (4)要支援者参加型の避難訓練の実施

要支援者参加型の避難訓練を実施し、避難に要する時間や人員、必要な資機材等を確認しましよう。

#### (5)避難支援方法の確認

##### ①避難先・避難経路の確認

災害時の避難先を決めます。要支援者の自宅から避難先までの経路で、段差等によって要支援者の通りにくいところを確認します。避難経路に危険箇所(土砂災害警戒区域等)がある場合、その場所が通れない場合に備えてなるべく複数の経路を確認しておきましよう。

##### ②非常持ち出し品の整理

お薬手帳のコピーや普段飲んでいる薬、メガネ、おむつなど避難先で必要なものをいつでも持ち出せるように要支援者に伝えておきましよう。

<一般的な非常持ち出し品の例>

- 貴重品(現金・通帳・印鑑など) □飲料水 □非常食 □懐中電灯 □予備電池
- スマホの充電器 □携帯ラジオ □救急セット □お薬手帳のコピー □着替え・下着
- ヘルメット □タオル類 □歯磨きセット □看護・介護用品 □常備薬 など

## (6)個別避難計画の作成

個別避難計画とは、避難行動要支援者ごとに避難先や避難支援者を定めた計画です。  
計画を作成することに同意を得られている方の計画作成をお願いします。  
計画作成にあたっては、「避難行動要支援者の個別避難計画作成の手引き」を参考にしてください。  
※計画作成の同意を得られているかどうかは、提供した名簿でご確認ください。

## 災害時の支援（例）

### (1)情報伝達

災害の危険性が高くなると、市から高齢者等避難等の避難情報を発令します。要支援者の方は避難情報を聞き取れない場合もありますので、市が避難情報を発令した場合には、情報を伝達します。

### (2)安否確認・家庭訪問

要支援者の自宅や避難先での安否確認を行います。  
自宅が無事であっても、水や食料が不足して、自力で調達できない状況かもしれません。  
一度の安否確認だけでなく、何度か訪問し、必要な支援がないか確認する必要があります。

### (3)避難支援

災害時に避難情報が発令された場合などに、避難先までの避難支援を行います。

### (4)救出・救護

ケガをしていたら応急手当をして、必要に応じて消防や警察に連絡します。  
救出の必要がある場合は、安全を確保したうえで、複数人であたるようにします。

支援者であっても、自分や家族の安全確保が最優先です。  
災害時における要支援者への支援は、支援者の善意によって成り立つものであるため、  
災害時に支援をする方が要支援者の支援をできなかったとしても、法的な責任を負うものではありません。